

議案第14号

調布市武者小路実篤記念館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年2月28日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

特別撮影について定めるため、提案するものであります。

調布市武者小路実篤記念館条例の一部を改正する条例

調布市武者小路実篤記念館条例（昭和60年調布市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「閲覧」を「閲覧（委員会が特に認めた資料の撮影（以下「特別撮影」という。）を含む。）」に改める。

第5条の見出しを「（開館時間等）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、特別撮影をすることができる時間は、同項に規定する時間の範囲内で委員会が指定する時間とする。

第6条に後段として次のように加える。

この場合において、特別撮影をしようとする者は、当該承認を受ける前に特別撮影をしようとする資料の著作権者から当該資料の撮影の許諾を得なければならない。

第6条に次の1項を加える。

2 委員会は、必要と認めたときは、前項の承認に際し、条件を付することができる。

第10条第3項に次のただし書を加える。

ただし、特別撮影に係る利用料金は、委員会が指定する日までに納付しなければならない。

第14条中「規則」を「規則（以下「委員会規則」という。）」に改める。
別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

1 記念館の利用料金（特別撮影の利用料金を除く。）の上限額

区 分	金額(1人1回につき)
大人	円 200
子供	100

備考

- 1 学齢前の者が使用するときの利用料金は、無料とする。
- 2 この表において、「子供」とは小学生及び中学生をいい、「大人」とは学齢前の者及び子供以外の者をいう。

2 特別撮影の利用料金の上限額

種別	単位	金額
美術品	1点につき	40,000円を上限として、特別撮影の目的その他委員会が必要と認める事項（以下「撮影目的等」という。）に応じて委員会規則で定める額
原稿及び書簡	1枚につき	30,000円を上限として、撮影目的等に応じて委員会規則で定める額
写真	1枚につき	12,000円を上限として、撮影目的等に応じて委員会規則で定める額
図書、雑誌その他これらに類するもの	見開き1面につき	12,000円を上限として、撮影目的等に応じて委員会規則で定める額
ポスターその他委員会指定するもの	1点につき	12,000円を上限として、撮影目的等に応じて委員会規則で定める額

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。